

# 非自発的失業者への保険料軽減措置の試算 (夫婦・子1人の場合)

	前年の収入		協会けんぽ 保険料 (年額)	国保保険料 (年額)	
	給与収入	株式譲渡所得		現行	見直し案
①	1,000万円	—	46.7万円	59.0万円	28.3万円
②	500万円	—	23.4万円	34.7万円	14.8万円 (2割軽減)
③	300万円	200万円	14.0万円	38.1万円	28.1万円
④	300万円	—	14.0万円	23.3万円	8.5万円 (5割軽減)
⑤	150万円	—	7.0万円	13.4万円 (2割軽減)	4.8万円 (7割軽減)

(注)

- ・ 給与収入及び株式譲渡所得は夫の収入及び所得と仮定。
- ・ 協会けんぽの保険料は、保険料率9.34%、標準報酬月額と賞与の割合を勘案せずに算出。
- ・ 国保の保険料は、平成19年度国保実態調査の旧ただし書・4方式採用市町村の全国平均の保険料率(額)を使用。  
(所得割率:7.44%、資産割額:19,044円、被保険者均等割額:23,678円、世帯平等割額:24,146円)
- ・ 国保の保険料の上限額は、59万円(年額)。